

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年1月29日(金) 開会 午後 3時15分 閉会 午後 4時45分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長 川人 泰博
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 5番委員 谷野 勝 7番委員 宮崎 学 10番委員 安淵 和子 14番委員 兼田 博行 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝</p>
5 欠席者	なし
6 欠員	なし
7 議事	<p>議事 農地関係議案</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地証明願の審議について 第6号議案 非農地通知の審議について 第7号議案 農地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 農地改良の取消の届出について 6. 農地の転用制限の例外(法第4条)による届出について 7. 農地の転用制限の例外(法第5条)に係る事業計画書の受理について 8. 農地であることの証明について 9. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

令和3年1月 徳島市農業委員会 定例総会 議事録

(開会 午後3時15分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は川人会長が務めることになっております。進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から、令和3年1月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員全員の参加により会議が成立しております。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号8番 久米裕純委員と、議席番号18番 政岡茂委員にお願いします。

これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページを御覧下さい。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後147aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後149aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後139aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、経営移譲のため、農地8筆に使用貸借権を設定するものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず102aに至り、譲受人は対象地において、水稻やスタチの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後114aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後144aに至り、譲受人は対象地において、プロッコリーの栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後70aに至り、譲受人は対象地において、カリフラワーの栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上7件で、対象地は、田6,680㎡、畑1,350.91㎡、計8,030.91㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を許可することに決定いたしました。次の議案の審議に移ります。第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請の審議について」を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、品山昌美委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書3ページを御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、露天貸資材置場に転用するものです。ちなみに“貸”がつく転用目的ですが、令和2年6月に農振除外受付されている案件です。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、太陽光発電施設に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、所有する農地を、耕作地改善のため一時転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、住宅敷地に転用するものです。また、本件は、申請地を既に宅地化しており、当時に農地法の手続きをとらなかったことを反省する始末書の提出があります。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当し、申請人は、4番と同一であり、所有する農地を自宅用の露天駐車場に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場および資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である3番案件については地区審査を実施しました。

第2号議案は以上5件で、田6、217㎡、畑1、313㎡、合計7、530㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地117㎡、駐車場・資材置場508㎡、その他施設用地6、905㎡です。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員 今月14日の午後2時より3番案件の地区審査を実施しましたので報告します。参加者は、植田委員さん、廣瀬委員さん、兼田推進委員さん、笹田推進委員さんと私の委員5名、事務局2名、転用者側1名です。申請地の場所は、川内北小学校から北東へ約1.5kmに位置し、このあたりは、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請地は、平成28年にレンコン畑を牧草畑にするということで3条許可を

出した土地であります。平成30年に道路高から150cm嵩上げするという農地改良届が出されたため、周辺住民が反対し、これまで一度も耕作されず放置されてきました。その後、昨年10月の総会で報告があったとおり、無断で再三、クラッシャーが投入されたため、徳島市農業委員会が勧告し、県が原状回復命令を出した問題のあった土地であります。この度、反対にあった農地改良届を取り消し、客土せずに周囲及び中央部分に溝を掘り、既設の排水口に排水して、牧草を栽培するという事で、その工事期間の一時転用許可を申請してきたものです。

地区審査時には、全委員から、今までの経緯も含め、周辺には迷惑をかけないように細心の注意を払うよう、厳重な指摘を行う場面もありました。申請者側も、今回の一時転用許可を得られた後には、牧草栽培に必ず専念する旨の発言もありました。また、排水については、既存の排水口を利用することから県にも確認した上で、排水同意書や土地改良区意見書の添付は求めておりませんが、地元に対し、工事計画をきちんと説明するよう事務局からも指導しているようです。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても、計画そのものには問題が無く、川内地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、3番案件を許可相当として県に諮問し、残りの4件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案については3番案件を許可相当として県に諮問し、残りの4件を許可することに決定いたしました。

次の議案の審議に移ります。第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第3号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書4ページを御覧下さい。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場に転用するものです。

2～9番は、譲渡人及び譲受人が同一であるため合わせて説明します。この8件の申請は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は自然エネルギー発電事業を営んでおり、所有権を移転し太陽光発電施設に、3番と7番については一部道路に転用するものです。3番と7番の道路部分は、過去に徳島市耕地課の工事により、現況道路となっていることを確認しています。

10番の申請地は、徳島市勝占支所から300m以内に位置する第3種農地です。譲受人は、所有権を移転し、露天駐車場及び庭園に転用するものです。

11～12番は、譲受人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、土木建築工事の施工及び請負業等を営んでおり、賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用するも

のです。

13～14番は、譲渡人が同一であるため合わせて説明します。この2件の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。13番の譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用し、14番の譲受人は、使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。また、14番の現地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

15番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、所有権を移転し、農業用倉庫及び露天駐車場に転用するものです。

16～18番は、申請地は、いずれも公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

19番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、太陽光発電施設に転用するものです。

20～21番は、譲渡人及び譲受人が同一であるため、まとめて説明します。申請地は公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人と譲渡人は、親子関係であり、使用貸借権を設定し、20番は世帯分離住宅として、21番は進入路として転用するものです。また、本件は、土地の一部を既に宅地化しており、当時に農地法の手続きをとらなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

22番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は建設業を営んでおり、親子関係である譲渡人と使用貸借権を設定し、露天資材置場に転用するものです。

23番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建設業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。本案件は、昨年の7月総会で審議した告発案件の隣地における許可申請です。昨年6月に一度申請がありましたが、8月に取り下げた後、譲受人を別の業者に変えて11月に再び申請がありました。申請者は、告発案件の当事者とは異なりますが、告発案件の隣地でかつ類似した内容であるため、慎重に審査を行う必要があると判断し、昨年の12月11日に地元のJAにて譲渡人と譲受人に対し、転用計画等について事務局長と次長と担当職員の3名で聞き取りを実施しました。聞き取りの結果、譲受人以外の第三者への所有権移転を目的にしているかどうかについては、疑わしいとまではいえず、現時点で不正を特定する根拠はありませんでした。

24番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、地上権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

25番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、太陽光発電事業を営んでおり、所有権を移転し、太陽光発電施設に転用するものです。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準および一般基準においても、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である11～12番と22～23番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全25件で、地目は、田が14, 877.74㎡、畑が1, 177.91㎡、合計16, 055.65㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地694.13㎡、駐車場・資材置場5, 658.91㎡、その他施設用地9, 702.61㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、11～12番案件の地区審査に参加していただいた、八万地区の大貝委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

大貝委員 先月18日の午前9時半より、11～12番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と谷野推進委員、転用者側2名、事務局2名の6名です。申請対象の農地は、八万コミュニティセンターから東へ約300mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権を設定し、露天資材置場に転用しようとするものです。造成については、申請地全体を整地・転圧後に、良質な山土で約20cm盛土する計画です。排水については、地元土地改良区にて確認したところ、未加入地であるため、排水同意書が提出され、上申書が添付されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、八万地区の委員は一致して、問題なしと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。続きまして22～23番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月15日に22～23番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、事務局2名と転用者側が2名になります。申請地の位置は、22番が南井上学校から南西へ約1kmにあり、23番は北に約400mにあり、どちらも2種農地に区分されるとのことです。転用目的は、2件とも資材置場であり、土地の造成については、山土を敷き、整地します。排水は、雨水のみで、地下浸透とする計画で、22番については、地元の水利組合からの排水同意書も提出されているようです。結論として、今回の転用許可申請については、農地法上での許可条件を満たしているため、南井上地区の委員として、問題は無いと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。それでは、御発言がないようですので採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案「農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第18条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書7ページを御覧下さい。本申請は、賃貸人からの一方解約の申請となり

ます。本案件の最終的な許可権者は県知事となりますが、まずは、市の農業委員会の総会で審議の上、意見を決定し、その意見書を申請書に添付し、県知事宛送付するものです。

1～2番案件とも小作人が同一のため、まとめて説明させていただきます。まず、申請地についてですが、徳島市城南保育園から北東へ約80mに位置する市街化区域内にある農地です。それでは、申請理由について説明します。対象地は、十数年前より賃借人が耕作をせず、小作料の支払いも滞る状態が続いていましたが、平成26年に亡くなり、その後も改善されないまま、雑草が生い茂り耕作放棄状態になっております。住宅地でもあり、賃借人は近隣住民に著しく迷惑をかけていることを危惧しており、早急な是正が求められておりますが、賃借人の相続人は市外に住んでおり、耕作する意志もないことから、今後も適正な管理が見込めないため申請に至ったものです。以上のことから、許可基準として、農地法第18条第2項1号に規定する「賃借人が信義に反した行為をした場合」に該当するものと思われまます。

第4号議案は2件で、対象地は、畑417㎡です。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。第4号議案の農地法第18条第1項の規定による許可申請は、全案件を許可相当とし、県に意見書を送付することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を許可相当とし、県に意見書を送付することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第5号議案「非農地証明の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第5号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書8ページを御覧下さい。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、昭和50年頃に農業用倉庫として建築され、現在も倉庫として利用されております。続きまして、2番案件について説明します。申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、20年以上前に酒屋の倉庫として建築され、現在も倉庫として利用されております。

1～2番案件ともに農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、いずれも平成8年4月13日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第5号議案は以上2件で、対象地は田342㎡、畑97㎡、合計439㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言がないようですので採決いたします。第5号議案の非農地証明の審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第6号議案「非農地通知の審議について」を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書9ページを御覧下さい。今月は2件あり、所有者が異なりますが、対象地は一体となっているため、まとめて説明します。

対象地は、1～2番案件ともに徳島市論田小学校から東に約1.7kmに位置しており、昨年8月14日に地元の委員4名と事務局2名で状況を確認しております。土地所有者によりますと、対象地は、急傾斜地にあり、時期は不明ですが、地質改良のため工事関連の残土を投入して以降、山林の状態となり、現況は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われます。

第6号議案は、以上2件で、対象地は畑1,308㎡です。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。それでは、御発言がないようですので採決いたします。第6号議案の非農地通知の審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。それでは、次の議案の審議に移ります。第7号議案「農用地利用集積計画の承認について」の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、岸本昇委員、天羽俊文委員、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書10ページを御覧下さい。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われます。

今月は新規設定が14件、再設定が12件で合計26件となっており、そのうち、賃貸借権が18件、使用貸借権が8件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～3番が多家良地区・3筆・3件、4番が勝占地区・7筆・1件、5番が八万地区・2筆・1件、6～7番が上八万地区・2筆・2件、8番が入田地区・1筆・1件、9番が応神地区・3筆・1件、10～20番が川内地区・28筆・11件、21番が国府地区・2筆・1件、22～26番まで北井上地区・7筆・5件となっております。

利用権設定については以上で、田29筆・37,624㎡、畑26筆32,175㎡の合計55筆・69,799㎡となります。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので採決いたします。

第7号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については、全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。

以上で付議案件の審議を終了します。続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について御説明します。議案書14ページを御覧下さい。

1番は「農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について」です。15ページに渡り5件受理しました。16ページを御覧下さい。

2番は「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について」です。1件受理しました。17ページを御覧下さい。

3番は「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について」です。4件受理しました。18ページを御覧下さい。

4番は「農地法第18条第6項の処理について」です。4件受理しました。19ページを御覧下さい。

5番は「農地改良届の取消について」です。1件取消しました。20ページを御覧下さい。

6番は「農地の転用制限の例外による届出について」です。1件受理しました。21ページを御覧下さい。

7番は「農地の転用制限の例外に係る事業計画書の受理について」です。3件受理しました。22ページを御覧下さい。

8番は「農地であることの証明について」です。23ページにわたり4件証明しました。24ページを御覧下さい。

9番は「地目変更登記に係る照会に対する回答について」です。1件回答しました。報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和3年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午後4時45分)